

茨城県内の農業生産者の皆様へ

日本政策金融公庫水戸支店 ～融資資金～

関東農政局茨城県拠点
令和6年4月現在

農業経営において、農地や施設、機械の取得と整備、肥料や資料、燃料の購入、販路の開拓などを行う上で資金の調達は不可欠なものです。農林水産省としては各種補助事業を用意しておりますが、融資を活用することも有効な資金調達の手段の一つであります。

そのため、関東農政局茨城県拠点では、茨城県内の金融機関が用意されている農業生産者の皆様に向けた融資資金について情報提供させていただきます。ご関心がありましたら、各金融機関の各資金の問い合わせ先にご相談願います。

この資料では、日本政策金融公庫水戸支店の融資資金を紹介します。

	頁
1 農業者の皆さまへ	1
2 スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）	5
3 青年等就農資金	7
4 農林漁業セーフティネット資金（農業）	9

【リーフレットの問合せ先】

関東農政局

茨城県拠点地方参事官室

〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-9

TEL：029-221-2184

FAX：029-225-6253

Email：ibaraki_sanji1@maff.go.jp



農業者の皆さまへ 公庫資金 のご案内



日本公庫では、農政の展開に沿った資金供給を通じ、農業者の意欲と創意工夫を活かす経営改善の取組みを積極的に支援しています。日本公庫は農業経営に必要な資金のご相談をお受けしています。

融 資 条 件			
主なご利用いただける方		融資限度額	
スーパーL資金 [農業経営基盤強化資金]	認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に支援する資金です。	認定農業者(個人)	3億円(特認6億円)
		認定農業者(法人)	10億円(特認20億円 [一定の場合30億円])
青年等就農資金	新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者を支援する無利子の資金です。	認定新規就農者	3,700万円 (特認1億円)
経営体育成強化資金	意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資等を支援する資金です。	主業農業者(個人) 農業参入法人	負担額の80%かつ 1億5,000万円以内
		主業農業者(法人) 集落営農組織	負担額の80%かつ 5億円以内
農林漁業 セーフティネット資金	災害や社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。	認定農業者 認定新規就農者 主業農業者 集落営農組織	一般:600万円 特認:年間経営費等の6/12

【留意事項】

- スーパーL資金の融資限度額について、法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。
- 金利は金融情勢により変動します。最新の金利は日本政策金融公庫支店農林水産事業にご照会いただくか、右記からご確認ください。
- 担保・保証人は、ご相談の上、決めさせていただきます。
- 青年等就農資金は、原則として、担保は融資対象物件のみ、保証人は個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみとなります。
- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。

最新金利はこちら



【公庫資金の活用事例】

【スーパーL資金（設備資金）】

肉用牛肥育経営を営む認定農業者A社は、子牛の安定確保とコスト削減を図るため、一貫経営への転換を計画し、日本公庫に相談。繁殖牛100頭の導入資金と牛舎の増設にスーパーL資金を利用。



【スーパーL資金（協調融資）】

地域活性化を目的に設立された認定農業者B社は、耕作放棄地を活用したワイン用ブドウの生産と自社ワイナリーの整備を計画し、C信用組合と日本公庫に相談。ワインの醸造設備等に日本公庫とC信用組合の資金を利用。



件		資金使途			
融資期間 (うち据置期間)	担保・保証	設備		運転	
		農地	施設・機械等	家畜導入、 果樹、花木の 育成等	農業資材ほか 農業経費等
25年以内 (10年以内)	ご相談	●	●	●	●
17年以内 (5年以内)	【留意事項】 参照		●	●	●
25年以内 (3年以内)	ご相談	●	●	●	▲ (主業農業者を 除く)
15年以内 (3年以内)	ご相談			●	●

資金の選択に迷われたときは・・・

日本公庫では、農林漁業や食品産業の皆さまに融資制度をご案内するチャットボットを提供しています。チャットボットの「資金を調べる」をクリックし、業種や資金のお使いみちななどをご選択いただくと、お客さまのニーズに合った融資制度が表示されます。上で紹介している4つの資金のうち、どの資金がご自身の経営に合うのかわからない場合や、他の資金を調べたい場合など、ぜひご利用ください。



チャットボットはこちら



私が、あなたに合った融資制度をご紹介します！
農林漁業や食品産業の方で、日本公庫の融資制度をお探しの場合は、こちらからお気軽にご相談ください！

資金を調べる

カテゴリを選択して調べる

よくある質問から選択する

【青年等就農資金】

Dさんは、2年間の農業研修を経て独立を決意。地元の普及指導センターに相談し、認定新規就農者となった。野菜生産を開始するためのハウス設置と、生産が軌道に乗るまでの農業経費を調達するため、青年等就農資金を利用。



【農林漁業セーフティネット資金】

養鶏を営むE社は、鶏卵相場の低迷により売上が減少したため運転資金が不足し、日本公庫に相談。飼料費や人件費など、当面必要となる経費相当額について、農林漁業セーフティネット資金を利用。



多様な経営支援サービス

日本公庫では、農林漁業や食品産業の皆さまへの融資のほか、多様な経営支援サービスの提供により、国内農林水産業の体質強化や安全で良質な食料の提供を支えています。

外部の専門家と連携した経営支援

お客さまの様々な経営課題に応えるため、農業経営アドバイザーをはじめ外部の専門家と連携し、お客さまの経営を支援しています。



販路拡大支援

日本公庫の全国48の支店網を活用したマッチング、国産農水産物の展示商談会「アグリフードEXPO」などにより、お客さまの販路拡大を支援しています。



海外展開支援

国内外の貿易商社と提携し、初めて農産物などの輸出に取り組むお客さまを支援する「トライアル輸出支援事業」を行っています。



情報提供

情報誌「AFC フォーラム」や「アグリ・フードサポート」、「農業景況調査」など、お客さまの役に立つ情報を提供しています。



日本公庫では、この他にも経営診断サービスや経営資源マッチングなど、多様な経営支援サービスを行っています。

JFC 日本政策金融公庫
農林水産事業

日本政策金融公庫

検索

<https://www.jfc.go.jp>

お気軽に窓口までご相談ください。

〒310-0021
水戸市南町3-3-55(5階)
029-232-3623

支店一覧はこちら





スーパーL資金

〔農業経営基盤強化資金〕

認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。

ご利用いただける方

認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人）

※なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。

資金の使いみち

農業経営改善計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

農地等

取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械

農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。

その他の経営費

規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費などが対象となります。

経営の安定化

負債（公庫※資金以外の制度資金は除く）の整理などが対象となります。

※公庫農林水産事業及び旧農林漁業金融公庫

法人への出資金

個人が法人に参加するために必要な出資金などの支払いが対象となります。

ご融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

融資限度額：【個人】 3億円（特認 6億円）

【法人】 10億円（特認20億円〔所定の要件を満たす場合30億円〕）

- ※1 経営の安定化（公庫の融資に係る負債の整理を除く）については、上記金額の5分の1に相当する額とし、かつ、本資金の他の貸付金残高との合計額が上記金額を超えないものとします。
- ※2 法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。
- ※3 ご融資の最低限度額は50万円です。

金利： %（融資期間 年の場合、 年 月 日現在）
※借入時の金利は金利情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人：ご相談の上、決めさせていただきます。

融資事例

スーパーL資金は、認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。施設・機械の取得や経営改善のための経営の安定など、次のような場合にご利用いただいています。

資金の使いみち	ご融資事例
施設・機械 家畜等	肉用牛肥育経営を営む認定農業者A社は、子牛の安定確保とコスト削減を図るため、一貫経営への転換を計画し、日本公庫に相談。繁殖牛100頭の導入資金と牛舎の増設にスーパーL資金を利用。
その他経営費	米の直売を行う認定農業者B社は、利益率の高い直売の割合を増加させ経営改善を図るため、売れ筋のブレンド米の販売を計画し、日本公庫に相談。ブレンドする米の仕入れ代、宣伝広告費などに充てるためスーパーL資金を利用。
経営の安定 (負債の整理)	認定農業者C社は、従前から生産方式合理化のための設備投資を計画していたが、近年の大規模災害等の影響を受け、借入金が増加。現在も償還は続けているが、投資に踏み切れない状況のため、日本公庫に相談。公庫とメイン行であるX銀行の支援のもと、経営改善のための計画を策定し、計画達成までの間の定期的なフォローアップを前提に、メイン行からの追加融資を受けて生産方式合理化のための投資を実施。併せて、既往公庫資金の償還負担を長期平準化するためスーパーL資金を利用し、資金繰りを改善。

クイック融資制度

ご提出いただいた決算書等をもとに、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、1週間以内に無担保・無保証人融資の適用可否を回答します。

対象となる方	企業経営診断手法（スコアリング手法）による判定が一定水準以上 など
対象となる事業	農地等、施設・機械、果樹・家畜等、その他の経営費、法人への出資金 ※経営の安定化（負債の整理など）はクイック融資制度の対象となりません。
利用限度額	1回あたりのご融資額が500万円以下

税制上の特例措置

登録免許税の特例措置（免除）【登録免許税法】

債権者を日本政策金融公庫として（根）抵当権を設定する場合には、債権額の4/1000の登録免許税が全額免除されます（資本金5億円以上の普通法人を除く）。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店 農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫

農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

金利一覧はこちら 支店一覧はこちら

〒310-0021
水戸市南町3-3-55(5階)
029-232-3623





青年等就農資金

新たに農業経営にチャレンジする
認定新規就農者を応援する無利子
の資金です。

ご利用いただける方

認定新規就農者

※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

資金の使いみち

青年等就農計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理
加工施設や、販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費の
ほか、それぞれの育成費も対象となります。

借地料などの一括支払い

農地の借地料や施設・機械のリース料などの
一括支払いなどが対象となります。
※農地の取得費用は対象となりません。

その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対
象となります。

ご融資条件

融 資 期 間：17年以内（うち据置期間5年以内）

融 資 限 度 額：3,700万円（特認1億円）

※最低限度額は50万円です。

金 利：無利子（お借入の全期間にわたり無利子です）

担 保：原則として、融資対象物件のみ

保 証 人：原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ

資金ご利用のイメージ

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。
普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。
青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。

(計画1年目)ハウス20a建設、経営開始に必要な資材代等
(計画3年目)ハウス10aの増設、規模拡大に必要な資材代等
(計画5年目)イチゴ直売所の設置

←青年等就農資金を利用

(計画期間満了後)認定農業者となり、更なる経営発展を目指す ← スーパーL資金等を利用

農地等の取得にご利用いただける資金

認定新規就農者の方が農地等を取得される場合には、経営体育成強化資金(有利子)をご利用いただけます。

ご利用条件等

借入額が1,000万円以下の場合

①融資率100% ②償還期限25年以内(うち据置期間5年以内)

就農準備と資金のご利用にあたっては、地域の相談窓口が皆さまを応援します

◆新たに就農(農業経営の開始)を希望される方には、農地・資金・技術習得など就農に向けたお役立ち情報を提供するほか、研修など就農に向けた準備や青年等就農計画の作成をスムーズに進められるよう、地域の相談窓口が皆さまをサポートします。

◆事業の具体的な内容や収支の内容を記載する経営改善資金計画の作成にあたって、都道府県(普及指導センター)等の地域の機関が、お手伝いします。

【ご相談窓口】:市町村、都道府県(普及指導センター)、都道府県青年農業者等育成センター等のほか最寄りの窓口機関(日本公庫・農協・銀行等)でも相談を受け付けます。

ご留意いただきたい事項

■国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象となりません。ただし、融資残補助事業や経営発展支援事業は対象となります。

■審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

■本資金は、毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合がございます。

■上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。

■右記から「新規就農・農業参入支援」ウェブサイトもご利用ください。ウェブサイトの右下には、チャットボットによる自動応答もありますので、ご活用ください。



日本政策金融公庫

農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

支店一覧はこちら

〒310-0021
水戸市南町3-3-55(5階)
029-232-3623





農林漁業 セーフティネット資金(農業)

災害や社会的・経済的な環境の変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。

ご利用いただける方

- | | |
|-----------|--|
| 1 認定農業者 | 農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人 |
| 2 認定新規就農者 | 青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人 |
| 3 主業農業者 | (個人) 農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が200万円以上の個人
(法人) 農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が1,000万円以上の法人 |
| 4 その他 | 農業経営開始後3年以内の者・集落営農組織 等 |

ご利用いただける要件

「ご利用いただける方」が、以下のいずれかに該当する場合にご利用いただけます。

災害

災害(台風、冷害、干ばつ、地震等)の被害を受けた。

行政指導

BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。

社会的または経済的環境の変化による経営状況の悪化

- ①最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少している。
- ②最近の決算期における所得率または純利益額が前期に比し悪化している。
- ③最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じている。
- ④前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字である。
- ⑤前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数(長期負債÷(純利益額+減価償却費))が20年以上である。
- ⑥売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じている。
- ⑦一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している(ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した事象に限る)。
- ⑧感染症の影響により資金繰りに支障を来している(ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した感染症等に限る)。
- ⑨取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。
- ⑩取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。

ご融資条件

資金の使いみち: 経営の安定を図るのに必要な資金

融 資 期 間: 15年以内(うち据置期間3年以内)

融 資 限 度 額: 一般 600万円

特認 年間経営費等の6/12以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)

※最低限度額は設けておりません。

担 保 ・ 保 証 人: ご相談の上、決めさせていただきます。

金 利: . % (融資期間 年 の場合、 年 月 日現在)

※借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。

ご融資事例

次のような場合に農林漁業セーフティネット資金をご利用いただいています。

経営継続のための資金繰りをサポート（ご融資先：酪農を営むAさん）

ご融資前	搾乳牛50頭規模の酪農を営むAさんは、飼料価格の高騰と乳価の低迷の影響を受けて、運転資金が不足する状態となった。 この結果、初妊牛購入のための運転資金が確保できず、搾乳頭数の減少により経営規模が縮小し、今年の農業粗収益は3,600万円と前年から400万円の減少となった。
ご融資後	Aさんは、農林漁業セーフティネット資金300万円を借り入れし、初妊牛の購入にあて、経営規模を回復した。 なお、この300万円の返済期間は5年間と長期であり、当面の資金繰りの安定が図られる見込みである。

災害による経営の立て直しを支援（ご融資先：施設野菜を営むB社）

ご融資前	施設野菜を営むB社は、昨年の秋の台風で、一部ビニールハウスが倒壊する被害を受けた。 B社はハウストマトの周年出荷を行っており、販売先への継続出荷のためにも、ビニールハウスの早期修復が不可欠であった。
ご融資後	B社はビニールハウスの修繕を早期に実施したものの、これにより肥料の購入等に充てるための運転資金が不足。農林漁業セーフティネット資金の特認限度額を利用し、年間経営費の12分の3となる1,000万円を借り入れた(※)。 この結果、B社の資金繰りは安定。販売先への継続出荷を滞りなく行うことができたため、今期も前期並の売上が確保できる見込みである。

※災害を原因として農林漁業セーフティネット資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「被災証明書」等が必要です。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

金利一覧はこちら 支店一覧はこちら

〒310-0021
水戸市南町3-3-55(5階)
029-232-3623

